7 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計得

【新設】(複数の事業活動の拠点を有する場合の取扱い)

20-5-1 外国法人の事業活動の拠点が国内に複数ある場合には、複数の当該事業活動の 拠点全体を一の恒久的施設として法第 141 条第 1 号イ《課税標準》に掲げる国内源泉所 得(以下この節において「恒久的施設帰属所得」という。)を認識し当該恒久的施設帰属 所得に係る所得の金額の計算を行うことに<u>留意する。</u>

【解説】

1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された(法141-イ)。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算することとされている(法142①②)。

2 外国法人が事業活動の拠点を国内に複数有する場合には、複数のその事業活動の拠点全体を一の恒久的施設として恒久的施設帰属所得の認識及びその恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算を行うこととなる。これは、独立企業原則に基づく恒久的施設帰属所得とは、恒久的施設所在地国に対して配分される課税権に基づき認識・計算されるべき所得をいうことから、国内に事業活動の拠点が複数ある場合であっても、複数のその事業活動の拠点全体を一の恒久的施設として恒久的施設帰属所得を認識し、その所得の金額を計算すれば足りるためである。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。